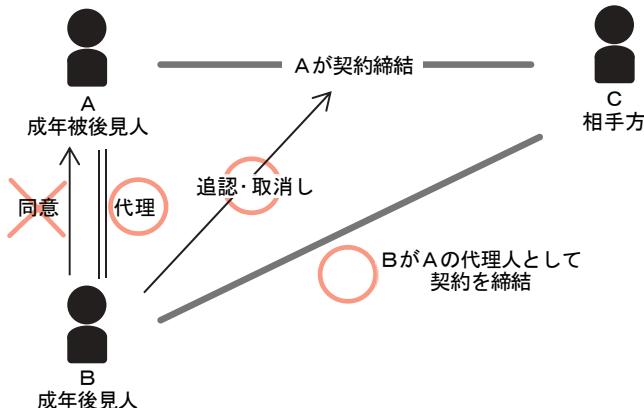


⑤ 法定代理人の権限

権限の種類	内容
代理権 (824条本文、859条1項)	未成年者を代理して法律行為を行うことができる
同意権 (5条1項本文)	未成年者が法律行為を行うことに対して同意を与えることができる
取消権 (5条2項、120条1項)	未成年者が法定代理人の同意を得ないで行った法律行為を取り消すことができる
追認権 (122条)	未成年者が法定代理人の同意を得ないで行った行為を追認することができる

オ 成年後見（制限行為能力者制度②）



- ※1 成年後見人の権限は、① 代理権、② 追認権、③ 取消権である。
- ※2 成年被後見人にあらかじめ同意を与えたとしても、同意どおりに行為をすることは期待しがたいので、成年後見人には同意権がない。

未成年後見人が選任されている未成年について



未成年後見人が選任されている未成年者について、後見開始の審判をして成年後見人を付することができます。これは、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある「未成年者」が成年に達すると法定代理人がいなくなってしまうので、そのときに備えて準備をしておくためです。



「事理を弁識する能力」とは

自己の財産の管理に関する判断能力をいいます。

「事理を弁識する能力を欠く常況にある」とは、意思能力さえないことをいいます。

① 成年被後見人の定義

成年被後見人とは、① 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあり、かつ、② 家庭裁判所の後見開始の審判を受けた者をいう（7条）。



保佐人や補助人も家庭裁判所に対して後見開始の審判の請求をすることができます（7条、保佐開始の審判につき 11条本文、補助開始の審判につき 15条1項本文）。

② 保護者

後見開始の審判を受けると、保護者として成年後見人が付される（8条、843条1項）。



成年後見人が選任されている場合でも、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、成年被後見人等の請求または職権で、さらに成年後見人を選任することができます（843条3項、保佐人につき 876条の2第2項・843条3項、補助人につき 876条の7第2項・843条3項）。

成年後見人は、法人でもよいとされています（843条4項、保佐人につき 876条の2第2項・843条4項、補助人につき 876条の7第2項・843条4項）。

③ 成年被後見人の行為能力

成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる（9条本文、120条1項）。たとえ成年後見人から同意を得て法律行為を行ったとしても、取り消すことができる。

もつとも、日用品の購入その他日常生活に関する行為（食料品等の生活用品を買う、ガス・水道を利用する契約をする等）については、取り消すことができない（9条ただし書）。

④ 成年後見人の権限・義務

権限の種類	内容
代理権 (859条1項)	成年被後見人を代理して財産の管理および財産に関する法律行為を行う
取消権 (9条本文、120条1項)	成年被後見人の法律行為を取り消すことができる

追認権（122条）	成年被後見人の行為を追認することができる
身上配慮義務（858条）	成年被後見人の生活、療養看護および財産の管理に関する事務を行うにあたっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態および生活の状況に配慮しなければならない

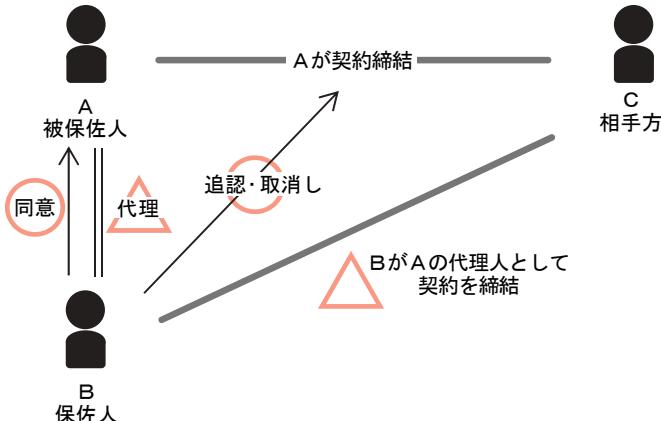
⑤ 後見開始の審判の取消し

成年被後見人が事理を弁識する能力を欠く常況ないこととなった場合など、後見開始の審判を受けた原因が消滅したときは、本人、配偶者、4親等内の親族、後見人、後見監督人または検察官の請求により、後見開始の審判を取り消さなければならない（10条）。

⑥ 後見開始の審判の遡及効

後見開始の審判の効力は遡及しないため、後見開始の審判を受ける前に締結した契約については、契約時に後見開始の事由が存在していたことを証明しても、取り消すことはできない。

力 保佐（制限行為能力者制度③）



※1 被保佐人が保佐人の同意を要する行為につき、同意を得ずに法律行為をしたときは、保佐人は取消しまたは追認をすることができる。

※2 保佐人は、原則として代理権を有しない。ただし、家庭裁判所の代理権付与の審判により、代理権を与えることができる。本人以外の者が代理権付与の審判請求をするには、本人の同意が必要である（876条の4第2項）。

保佐人の権限の範囲

保佐人の同意権・追認権・取消権は、原則として、13条1項各号の行為に限られます。

